

短期入所生活介護事業に関する運営規程
富竹の里ショートステイホーム

第1章 事業目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光仁会富竹の里が設置経営する短期入所生活介護事業（以下、「サービス」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、サービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数)

第3条 従業者の職種、員数は以下のとおりとする。

- 一 管理者 1名
- 二 医師 1名以上
- 三 生活相談員 1名以上
- 四 看護職員 3名以上
- 五 介護職員 22名以上
- 六 管理栄養士又は栄養士 1名以上
- 七 介護支援専門員 1名以上
- 八 機能訓練指導員 1名以上
- 九 事務職員 2名

(従業者の職務の内容)

第4条 従業者の職務の内容は以下のとおりとする。

- 一 管理者

施設の従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行い必要な指揮命令を行う。

二 医師

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員

利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。

四 看護職員

利用者の健康管理及び保健衛生を行う。

五 介護職員

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

六 管理栄養士又は栄養士

利用者への食事の提供に関する栄養指導、衛生管理を行う。

七 介護支援専門員

利用者のサービス計画の作成、実施状況の把握、利用者の心身の状況等の把握、入退所援助を行う。

八 機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

九 事務職員

庶務及び経理事務を行う。

第3章 利用定員、通常の見送の実施地域、サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(利用定員)

第5条 利用定員は8名とする。

(通常の見送の実施地域)

第6条 通常の見送の実施地域は、長野市(古里、長沼、柳原、朝陽、大豆島、古牧、三輪、吉田、若槻、第2・3地区)とする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

(サービスの方針)

第7条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

5 前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第8条 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 その利用者に対して、利用者の負担により、当該サービス事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第9条 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

- 2 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(健康管理)

第10条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

(相談及び援助)

第11条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(その他のサービスの提供)

第12条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図る。

(機能訓練)

第13条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(利用料その他費用の額)

第14条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該サービス事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料

の額と、サービスに係る居宅介護サービス費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

一 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二 滞在に要する費用（以下「滞在費」という。）日額915円の支払を受ける。なお、滞在費について見積もり当時想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは当該費用を基礎として滞在費の額を変更するものとする。

三 食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）日額1,566円の支払を受ける。朝食372円、昼食（おやつ含む）702円、夕食492円とする。なお、食費について見積もり当時想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは当該費用を基礎として食費の額を変更するものとする。

四 理美容代

五 送迎に要する費用

4 前3項に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが 相当と認められるものは、利用者の負担とする。

5 前項各号の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について書類を交付して説明を行い、文書によって利用者の同意を得る。なお、事業所内等に掲示を行うものとする。

第4章 サービス利用に当たっての留意事項

（金銭管理）

第15条 利用者は、金銭管理について自ら管理することが困難な場合は、管理者に申し出、安全な管理手段について協議することとする。

（禁止行為）

第16条 利用者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すこと。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（心身の状態報告）

第17条 利用者又は家族は、サービスの利用開始前までに心身の状況に変化のあった場合は、直ちにその状況について職員へ申し出を行うこととする。

(日常生活への理解)

第18条 家族は利用者に、他のサービス利用者との融和に努め、能力に応じた自立に向けての生活及び安全な生活が送れるよう説明し、理解を求めることとする。

第5章 非常災害対策、事故発生の防止及び発生時の対応並びに緊急時の対応

(非常災害対策等)

第19条 消火設備その他の非常災害に対して必要な設備等を設けるとともに、感染症や非常災害時の業務継続計画等の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、地域住民等と連携した避難等の訓練や研修を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 従業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第21条 サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、嘱託医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第6章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

第22条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(人権の尊重)

第23条 従業者は、社会的使命を十分認識すると共に、利用者に対し常に人権尊重に努め、利用者の立場に立って介護にあたるものとする。

(自己啓発)

第24条 従業者は、常に自己啓発に努め、接遇、介護技術の向上を図り、利用者に安全で安らぎのある安定した生活が送れるように努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 従業者によってサービスを提供する。ただし、実習生及びボランティア等の活動により、サービスを提供する場合については、この限りではない。この場合、従業者は安全に配慮する。
- 3 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を設ける。

(苦情処理)

第26条 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に処理するため、苦情処理窓口を設置し、苦情の実態調査、改善処置、利用者又はその家族への説明等必要な処置を講ずるものとする。

(地域との連携)

第27条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第28条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日から二年間（第二号、第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、五年間）保存する。
 - 一 短期入所生活介護計画
 - 二 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 市町村への通知に係る記録
 - 五 苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(衛生管理等)

第29条 従業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品、医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期

的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的に実施する。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(虐待防止のための措置)

第30条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、状況調査や市町村への相談等を実施する。

(その他)

第31条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人光仁会富竹の里理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は平成12年4月1日公布し同日より施行する。

2 この規程は平成12年9月1日から適用する。

3 この規程は平成14年3月23日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

4 この規程は平成15年5月24日より施行し、平成15年6月1日から適用する。

5 この規程は平成16年2月28日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

6 この規程は平成16年3月27日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

7 この規程は平成16年11月27日より施行し、平成16年12月1日から適用する。

8 この規程は平成17年9月17日より施行し、平成17年10月1日から適用する。

9 この規程は、平成18年9月1日から適用する。

10 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

11 この規程は、平成25年12月1日から適用する。

12 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

13 この規程は、平成27年4月1日から適用する。

14 この規程は、平成27年12月19日から適用する。

15 この規程は、令和元年10月1日から適用する。

16 この規程は、令和元年12月1日から適用する。

17 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

18 この規程は、令和3年9月1日から適用する。

19 この規程は、令和5年4月1日から適用する。

20 この規程は、令和6年8月1日から適用する。